

愛知県石油コンビナート等防災計画の修正(案)要旨

I 石油コンビナート等防災計画修正の根拠

都道府県石油コンビナート等防災本部は、特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている（石油コンビナート等災害防止法第31条）。

II 愛知県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づく修正

1 アセスメント調査の実施

- ・愛知県では、平成15年度にアセスメント調査を実施しているが、平成25年3月に消防庁が「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改訂したため、改訂後の指針に基づいて、平成25・26年度に改めてアセスメント調査を実施した。（総論編P.1）

2 想定される災害の変更

- ・現計画の災害は、「平常時の事故」と「地震」の2つを想定しているが、「地震」を「短周期地震動」、「長周期地震動」及び「津波」の3つに区分し、新たに「大規模災害」を加えて5区分とする。（総論編P.2）

3 想定される地震の変更

- ・災害を想定するために使用する地震について「平成14年度に実施した愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」から平成26年5月に公表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」に変更する。
- ・「長周期地震動」は、独立行政法人防災科学技術研究所の地震動波形を使用したことを追加する。（総論編P.3）

4 想定される主な災害事象の修正

- ・発生が想定される災害事象を修正する。（総論編P.8～11）
 - 平常時、地震（短周期地震動）
 - ・石油類等危険物などのタンク外への流出、火災、ガス爆発が発生する。
 - 地震（長周期地震動）
 - ・石油類等危険物のタンク外への流出、火災が発生し、放射熱の影響が一般地域へ及ぶ可能性がある。
 - 津波
 - ・石油類等危険物などのタンク外への流出、火災、ガス爆発が発生する。
- ※各事業所での最大浸水深で想定
（名古屋港臨海地区（名古屋市）の2.5mが最大）

○大規模災害

- ・石油類等危険物などの火災、ガス爆発が延焼拡大していくような事象で、放射熱、爆風圧の影響が一般地域へ及ぶ可能性がある。
- ・石油類等危険物などの大量流出で、オイルフェンスが展張できない場合は、危険物などが海上へ流出する可能性がある。

5 災害の影響範囲の修正

- ・現計画の「全てコンビナート区域内に留まっている」から「概ねコンビナート区域内に留まるが、長周期地震動による災害及び大規模災害においては、一般地域にも影響を及ぼす可能性がある」に修正する。
- ・一般地域に影響がある災害及び災害発生場所からの影響距離を示す。(総論編 P. 11～12)

〔危険物タンク〕

- ・スロッシングによる仕切堤内火災（放射熱の影響 約 60～520m）
- ・浮き屋根の損傷・沈降による防油堤内火災
(放射熱の影響 約 90～730m)

〔高圧ガスタンク〕

- ・タンクヤード全体の火災・爆発
(放射熱の影響 約 0.2～3.3km、爆風圧の影響 約 0.1～1.4km)

6 防災対策の充実

- ・アセスメント調査結果を踏まえ、防災対策の充実強化を図るため、具体的な対策を記載する。(総論編 P. 13～16、P. 18～21)
- (1) 平常時等共通の災害予防・拡大対策
 - ・安全管理に資するマニュアル等の作成
 - ・防災設備の整備・保守
 - ・機能性・信頼性の高い情報伝達システムの構築
 - ・事業所間の協力体制の整備
 - ・周辺地域への被害拡大対策（避難体制の確立）
 - ・同時多発災害への対応・訓練
 - (2) 短周期地震動への対策
 - ・地盤の液状化・流動化対策
 - (3) 長周期地震動への対策
 - ・浮き屋根沈降等の早期検知体制の確立
 - (4) 津波への対策
 - ・重大な影響を被る施設への浸水防止対策
 - ・従業員や周辺住民の避難誘導體制の強化
- ※大規模災害への対策は、すべての事項が共通の対策となるが、特に一般地域へ影響が及ぶ場合の備えとして、避難体制の充実強化を図る必要がある。

Ⅲ その他主な修正事項

(総論編)

1 法改正に伴う地震の名称変更

- ・「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正されたことに伴い、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に修正する。

(地域編)

1 防災組織の名称変更等に伴う修正

- ・市町村、防災関係機関及び特定事業所の組織等の変更に伴う所要の修正を行う。

2 医療救護体制の見直しに伴う修正

- ・田原市域（田原地区・渥美地区）において、医療救護の実施機関を変更したことに伴う所要の修正を行う。

3 災害応急対策物資等の緊急輸送経路の見直しに伴う修正

- ・愛知県石油コンビナート等防災訓練の実証を経て、田原市域（渥美地区）における緊急輸送経路を変更するため、所要の修正を行う。

4 飛島村域における事業所の施設の廃止に伴う修正

- ・中部電力株式会社西名古屋火力発電所において屋外タンク貯蔵所を廃止したことに伴い、防災体制等に所要の修正を行う。